事 務 連 絡 令和2年7月14日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医療経理室 医療経営支援課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)のうち 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の実施について(その2)

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業(以下「支援事業」という。)については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について」(令和2年6月16日医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長連名通知)により、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」(以下「実施要綱」という。)を改めるとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施に当たっての取扱いについて」(令和2年6月16日事務連絡)、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)のうち医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の実施について」(令和2年6月16日事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A(第4版)について」(令和2年7月3日事務連絡)を示してきたところです。

※ 上記の通知・事務連絡は、厚生労働省ホームページ(以下のURL)に掲載しています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iryou/kansenkak udaiboushi\_shien.html

支援事業について、医療機関等に対して円滑かつ迅速に補助金を交付できるよう、都道府県と国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)の業務委託の標準的なモデルを前提として、下記のとおり、標準的な交付事務の方針、医療機関等の申請マニュアル(別添1)、申請書等(別添2)、医療機関等向けのリーフレット(別添3)、執行に向けた主なスケジュール(別添4)等をまとめましたので、御了知の上、医療機関等に周知するとともに、支援事業の実施に向けて準備方お願いいたします。

なお、今後、変更・追加等が生じた場合には、改めて連絡いたします。

記

## 1. 都道府県と国保連合会の業務委託契約

支援事業については、①対象となる医療機関等の数が膨大であること、②それらの医療機関等に対し、迅速に補助金を交付するために早期に申請受付を開始する必要があり、そのための方策として既存システムの活用が考えられること、

③なりすまし請求防止の観点から、医療機関等と口座情報を紐付けて管理していることが望ましいことから、6月26日の国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び全国の国保連合会が参加した会議において、都道府県と国保連合会の委託契約により、国保連合会が①医療機関等からの申請受付業務、②医療機関等への振込業務を行うことを標準的なモデル(以下「標準的なモデル」という。)とすることが合意されています。

「『新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業』及び『新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業』等の国民健康保険団体連合会への業務委託について」(令和2年7月2日医政支発0702第1号・医政医発0702第2号・障企発0702第1号・障障発0702第1号・老介発0702第1号・老振発0702第1号・保国発0702第1号)により、都道府県から国保連合会への業務委託に係る契約書例(別添5)を示しているところであり、標準的なモデルにおいて医療機関等からの申請受付が国保連合会で開始される予定の7月20日ごろまでに、都道府県と国保連合会の業務委託契約を締結するようお願いいたします。

また、標準的なモデルを前提とした執行に向けた主なスケジュールは、別添4のとおりですので、支援事業の準備の参考にするようお願いします。

なお、都道府県において、標準的なモデルを修正して、支援事業の交付事務を 行うことも可能です。その場合、医療機関等に対して、申請書等の提出先等を十 分に周知するようお願いいたします。

#### 2. 都道府県の補助要綱

支援事業について、標準的なモデルにおいて、医療機関等からの申請受付が国保連合会で開始される予定の7月20日ごろまでに、都道府県の補助要綱を定めていただくようお願いいたします。

### 3. 標準的なモデルを前提とした標準的な交付事務の方針

#### (1) 医療機関等からの申請区分

# ア 概算交付申請

標準的なモデルにおいて、医療機関等からの補助金の申請については、原則として、「概算交付申請」(①医療機関等は、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する見込みの費用(令和2年4月1日から令和3年3月31日)について、概算額で補助金の申請を行う、②医療機関等に対して、概算払いで補助金を交付する、③医療機関等は、事業実施後に精算(領収書の提出等)する)によることとしています(この場合、申請書等の提出先は国保連合会になります)。

## イ 精算交付申請

交付申請時に既に事業を完了している医療機関等について、「精算交付申請」(実際に事業に要した支出済みの費用について、領収書等を添付して、補助金の申請を行う)によることも可能です(この場合、申請書等の

提出先は、国保連合会ではなく、都道府県となります。精算交付申請について、申請書等の受付開始時期、申請書・添付書類、提出窓口、提出方法等を都道府県において定めることが可能です。)。

# (2) 医療機関等の申請マニュアル及び申請書等の医療機関等への配布

標準的なモデルにおける概算交付申請を前提として、医療機関等の申請マニュアル(別添1)及び申請書等(Excel 様式)(別添2)を作成しました。医療機関等の申請マニュアル(別添1)について、都道府県で独自に追加・修正する部分を追加・修正するとともに、申請書等(Excel 様式)(別添2)と併せて、都道府県ホームページに掲載するなど、医療機関等に周知するようお願いいたします。

なお、医療機関等の申請マニュアル(別添1)及び申請書等(Excel 様式) (別添2)は、厚生労働省ホームページ(以下のURL)にも掲載します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iryou/kansenkakudaiboushi\_shien.html

また、Excel 様式の申請書等を用いて申請することが困難な医療機関等も想定されることから、医療機関等の申請マニュアル及び申請書等を印刷したものを都道府県庁舎等に備え置く等のご対応も併せてお願いします。

# (3) 医療機関等からの申請書等の提出

#### ア 概算交付申請の場合

標準的なモデルにおいて、概算交付申請の場合、申請書等の提出は、原則として、医療機関等が Excel 様式の申請書等(別添2)を用いて、国保連合会の①「オンライン請求システム」(医療機関等が診療報酬請求事務で使用するシステム)又は国保連合会の支援事業専用の②「WEB申請受付システム」により行うこととしています。

現在、国保中央会及び国保連合会において、システム改修等を行っているところです。国保連合会の①「オンライン請求システム」による申請の受付開始は7月20日ごろ、国保連合会の支援事業専用の②「WEB申請受付システム」による申請の受付開始は7月25日ごろを予定しています。8月以降の申請書等の受付期間は、毎月15日から月末までとする予定です(最終受付締切は、令和3年2月末の予定)。

※ 医療機関等への補助金の交付は、最速で、申請書等の受付の翌月下 旬(翌月27日ごろの予定)となる予定です。

なお、インターネット対応環境にない医療機関等においては、③「電子媒体 (CD-R等)」で国保連合会に申請書等を提出することも可能です。また、電子媒体での申請も困難な場合は、④「紙媒体」で国保連合会に申請書等を提出することも可能です。

#### イ 精算交付申請の場合

精算交付申請の場合、申請書等の提出先は、国保連合会ではなく、都道府県となります。都道府県においては、精算交付申請を行おうとする医療機関等に対して、精算交付申請の申請書等の受付開始時期、提出を求める申請書・添付書類、提出窓口、提出方法等をお示しいただきますようお願いいたします。

### (4) 国保連合会から都道府県への申請書等の送付

#### ア 概算交付申請の場合

標準的なモデルにおいて、概算交付申請の場合、国保連合会に提出された申請書等について、国保連合会は、都道府県の交付決定に必要なデータを抽出するとともに、①国保連合会から振込みが可能な医療機関等の一覧(以下「申請概要一覧」という。)及び②国保連合会から振込みが不可の医療機関等の一覧(以下「取扱不可一覧」という。)を作成します。また、国保連合会は、都道府県に対して、①申請概要一覧、②取扱不可一覧、③申請書等を、毎月一度(毎月5日ごろの予定)、送付することとしています。

※ 国保連合会に登録されている医療機関等の口座が債権譲渡されている場合などは、国保連合会から補助金の振込みが行えないことになります。

## イ 精算交付申請の場合

精算交付申請の場合、申請書等は都道府県に提出されることになります。 申請概要一覧及び取扱不可一覧の情報を合わせた「医療機関等管理表」※ に、精算交付申請を行う医療機関等の情報を追加で入力するなどにより、 補助金の執行状況を管理するようお願いします。

※ 7月中を目途に別途送付する予定です。

### (5) 補助金の交付決定

都道府県においては、申請書等を速やかに確認し、補助金の交付決定を行った上で、医療機関等に対して交付決定通知を交付いただくこととなります。また、概算交付申請の医療機関等については、①確認後の申請概要一覧及び取扱不可一覧を国保連合会に送付するとともに、②国保連合会から振込みを行う医療機関等への補助金の合計額を、毎月中旬(毎月20日ごろまで)に、国保連合会に交付するようお願いします。

支援事業の補助金の対象経費は、実施要綱のとおり、「新型コロナウイルス 感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用(従前から 勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く)」です。 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら 地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用につい て、幅広く対象となることに留意いただくようお願いいたします。

### (6) 医療機関等への補助金の振込み

### ア 概算交付申請の場合

標準的なモデルにおいて、概算交付申請の場合、医療機関等への補助金の振込みは、原則として、国保連合会が行うこととしています。この場合、国保連合会は、医療機関等に振込通知書を送付した上で、毎月下旬(毎月27日ごろの予定)に、医療機関等の口座に補助金の振込みを行い、振込みの実績報告を都道府県に送付することとしています。

※ 医療機関等への補助金の振込みは、最速で、申請書等の受付の翌月下 旬(翌月27日ごろの予定)となる予定です。

他方、国保連合会に登録されている医療機関等の口座が債権譲渡されている場合など、国保連合会から振込みができない医療機関等((4)ア②「取扱不可一覧」に掲載されている医療機関等)については、都道府県において、医療機関等の申請書等に記載された口座に補助金の振込みを行っていただくこととなります。

# イ 精算交付申請の場合

精算交付申請の場合、医療機関等への補助金の振込みは、都道府県において行っていただくことになります。

# (7) 補助金の執行状況の管理

「医療機関等管理表」※を活用するなどにより、概算交付申請を行う医療機関等、精算交付申請を行う医療機関等を含め、補助金の執行状況を管理するようお願いします。

※ 7月中を目途に別途送付する予定です。

#### 3. その他

### (1) 医療機関等への周知

支援事業について、医療機関等向けのリーフレット(別添3)を作成しましたので、都道府県においても、都道府県で独自に追加・修正する部分を追加・修正するとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A(第4版)について」(令和2年7月3日事務連絡)等と併せて、都道府県ホームページに掲載するなど、医療機関等に周知するようお願いします。

医療機関等向けのリーフレット(別添3)は、厚生労働省ホームページ(以下のURL)にも掲載します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iryou/kansenkaku
daiboushi\_shien.html

### (2) コールセンター

厚生労働省医政局における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (医療分)に関するコールセンターについて、以下の直通番号を開設し、電話 対応できる回線数を増強しています。

- 厚生労働省医政局 新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター
  - ・電話番号 03-3595-3317
  - ・受付時間 平日の 9 時 30 分~18 時

また、国保連合会の「オンライン請求システム」や「WEB申請受付システム」など、医療機関等の申請時のシステムに関する問合せについては、7月下旬(7月20日ごろの予定)を目途に、国保中央会にヘルプデスクを設置する予定です。

# (3) 実績報告

概算交付申請の場合の医療機関等からの実績報告については、詳細を検討しているところであり、整理次第改めて連絡いたします。